

光地区消防組刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年2月20日

光地区消防組合

管理者 芳岡 統

## 光地区消防組条例第1号

光地区消防組刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

### 第1編 関係条例の一部改正

(光地区消防組職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第1条 光地区消防組職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和47年光地区消防組条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(光地区消防組個人情報保護法施行条例の一部改正)

第2条 光地区消防組個人情報保護法施行条例(令和5年光地区消防組条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

### 第2編 経過措置

#### 第1章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第3条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該

罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第4条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

## 第2章 その他

（経過措置の規則への委任）

第5条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。